

巡回指導の際にはお忙しい中、ご対応いただきありがとうございますございました。

令和2年度の巡回指導は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から行政の指導もあり、事業計画を見直し、全道110営業所の巡回指導を計画しましたが、北海道、独自のコロナ集中対策期間などもあり、事業者様の意向に配慮しつつ巡回指導を実施した結果、100営業所の巡回指導にとどまりました。

令和3年度は、270あまりの営業所の巡回指導を計画しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

なお、今年度実施した巡回指導結果等から業務上留意していただきたい5項目をお知らせします。細部は、以下の業務上の留意事項をご確認ください。

- ① 届出運賃・料金を適正に収受する。
- ② 運送引受書に定められた事項を記載する。 (手数料等の記載を追加)
- ③ 乗務員台帳の記載漏れをなくす。
- ④ 乗務員に対する指導・監督を実施し、記録する  
(一般的な指導及び監督、特定の運転者に対する特別な指導)
- ⑤ 運賃・料金の割戻しの審査対象について

貸切バス事業関係の法律・規則等は改正が相次いでいます。業務がお忙しいなか大変ですが、安全・安心な運行をするために適宜ご対応をお願いいたします。

**北海道貸切バス適正化センターホームページのご案内** (<http://www.hkbt.or.jp/>)

弊社ホームページには、巡回指導関係資料(巡回指導時の準備書類、自主点検表、改善結果報告書の記入例)を掲載しております。また、昨今の貸切バス事業関係の法律・規則等の改正を反映した運行管理規定・整備管理規定なども掲載しておりますので、業務のご参考にしてください。

## 届出運賃・料金を適正に収受する。

- 請求書は、引受書の走行時間・走行距離のままではなく、**実際に運行した乗務日報及び運行記録計**に基づき再計算して作成する。
- 出庫地点から帰庫地点までの時間・距離が運賃・料金計算の対象です。
  - ・ 宿泊運送の場合、利用者のホテルと運転者のホテルが違う場合は、運転者のホテルまでの時間・距離が運賃・料金計算の対象です。
- 運賃・料金計算上の端数処理をする。 (宿泊を伴う運送は合計後)
  - ・ 距離は10キロ未満は10キロ単位に切り上げる。
  - ・ 時間は30分未満は切り捨て、30分以上は時間単位に切り上げる。
- 事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から**自主的に車種を変更(小型→中型等)**して運行した場合でも、運行した車種に基づく運賃・料金を請求しなかった場合は、**届出運賃・料金違反**になります。

## 運送引受書に定められた事項を記載する。

運輸局から例示された運送引受書の全ての項目を記載する。

- 料金：交替運転者、深夜・早朝料金を記載
  - ・ 交替運転者がいる場合、22:00～5:00(点呼・点検時間を含む)に運行する場合は料金が発生するので料金の上下限金額の記載が必要になります。
- 実費：ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等を記載
- 手数料額(手数料率を含む。)

※上記手数料額は、**運送引受書の他に**手数料額を決定した書面(請求書等)の写しを、運送引受書とともに保存して下さい。(必ずしも「添付」することを求めています。)

# 乗務員台帳の記載漏れをなくす

- 選任運転者の自社の車種別（大・中・小型車）運転経歴を記載する。
- 事故惹起・初任（準初任）・高齢者の特別な指導について記載する。

…乗務員教育記録簿などに実施状況【日時・場所・内容・実施者・指導を受けた乗務員】を記録。（3年間保存）

## 乗務員に対する指導・監督を実施し、記録する

### 一般的な指導及び監督

（対象）**すべての運転者**

（内容）心構え、交通ルール、道路交通状況、旅客の扱い、運転適性に応じた安全な運転方法、健康管理、ドライブレコーダーの記録を活用するなど13項目について指導

（時期）継続的、計画的、体系的に実施

（指導の実施→記録・保存が合わせて必要になります）

### 特定の運転者に対する特別な指導

…乗務員台帳に実施状況【日時・内容※】を記録。（※乗務員教育記録簿などを添付することもできます）



#### 適性診断（初任）の受診

（対象）新たに雇い入れたすべての運転者

（内容）日常の運転状況を把握し、事故の未然防止のための運転行動の留意点を指導・助言

（時期）運転者として選任する前

#### 初任運転者等に対する指導

（対象）新たに雇い入れた者及び直近1年間に乗務していた車種区分より大型のバスに乗務する者

（内容）交通ルールや車両特性等について座学10時間以上、運転実技20時間以上

（時期）運転者として選任する前

#### 適性診断（特定）の受診

（対象）死亡・重傷事故を惹起した運転者／軽傷事故を惹起し、過去3年間に事故を惹起したことがある運転者

（内容）事故状況を聴取し、事故要因となった運転特性（・生活習慣・健康状態）を認識させ、再発防止（・改善）を指導・助言

（時期）事故後に再度乗務する前（やむを得ない場合、乗務開始後1ヵ月以内）

#### 事故惹起運転者に対する指導

（対象）同上

（内容）再発防止策等について座学10時間以上、運転実技20時間以上

（時期）事故後に再度乗務する前

#### 適性診断（適齢）の受診

（対象）65歳に達した日以後1年以内に1回  
75歳に達するまで3年以内ごとに1回  
75歳に達した日以後1年以内ごとに1回

（内容）日常の運転状況を聴取し、加齢による身体機能の変化が運転行動に及ぼす影響と、それに応じた適切な運転行動を助言・指導

#### 高齢運転者に対する指導

（対象）65歳以上

（内容）適性診断（適齢）の結果を踏まえ、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について指導

（時期）適性診断（適齢）結果が判明した後1ヵ月以内

## 運賃・料金の割戻しの審査対象について

○ 原価計算要領※に基づき補正した原価計算書から割り出された安全確保経費の最低ラインを手数料等の支払いにより下回った場合、実質的な下限割れに該当し、運賃・料金の割戻し（道路運送法第10条違反）となります。

○ 運賃・料金から手数料等の金額を差し引いた後の金額が下限額を下回る場合、運賃・料金の割戻し（道路運送法第10条違反）の**審査対象**となります。

○ 令和2年度から巡回指導時に運賃・料金から手数料等の金額を差し引いた金額が下限額を下回る運行があった場合、運賃・料金の割戻しの審査対象となる事案であると国へ報告しています。

○ **必ずしも審査対象＝運賃・料金割戻しとなるわけではありません**ので、自社の安全確保経費の把握をお願いいたします。

※ 「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成11年12月13日自旅第129号）」別紙3 一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について及び「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について（平成26年7月1日国自旅第70号）」